

## 岡山県立博物館特別観覧規程

### (総則)

第1条 この規程は、岡山県立博物館（以下「本館」という）の博物館資料（電磁的記録を含む）の適正な保存に資するため、特別観覧に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において博物館資料とは、本館が所有する資料、及び研究・保存・公開等を目的に所有者から管理を委託されている資料（以下「寄託品」という）、又は研究・公開のために所有者から期間を定めて借用している資料（以下「借用品」という）、及びこれに準ずる資料をいう。

第3条 この規程において特別観覧とは、一定の目的のため、通常の入館による鑑賞以外の方法により、博物館資料を利用する全ての行為をいう。

### (手続)

第4条 特別観覧を希望する者は、あらかじめ所定の特別観覧許可願（様式第1号）を館長あてに提出しなければならない。

2 特別観覧を希望する資料が寄託品又は借用品の場合は、事前に所有者の書面による承諾（様式第2号）を得るものとし、申請の際にその写しを添付すること。

### (許可)

第5条 館長は、前条の申請について適当であると認めた場合は、速やかに特別観覧許可書（様式第3号）を交付する。なお、本館館内で特別観覧を行う場合は、観覧当日、同許可書を持参すること。

2 特別観覧によって博物館資料の保有に悪影響が生ずる恐れのある場合、又は本館の運営に支障が生ずると認められる場合、及びその他許可することが適当でないと思われる場合は、館長はこれを許可しないことができる。

### (観覧)

第6条 本館館内における特別観覧は、本館の運営に支障のない場合に限り実施を許可する。

### (費用)

第7条 特別観覧のための料金は徴収しない。ただし、本館において特に費用を要した場合には、観覧者は実費を負担しなければならない。

### (留意事項)

第8条 特別観覧は本館職員の指示によって行うこと。また、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 特別観覧によって得た資料を使用する場合は、本館が所有する資料については岡山県立博物館所蔵の旨を明示し、寄託品・借用品については所有者の指示に従うこと。また、写真・フィルム等の提供を受けた場合は岡山県立博物館より写真等の提供を受けた旨を明示すること。
- (2) 特別観覧によって得た資料を出版物又は映像等に掲載する場合、又は展示物に利用する場合は、特別観覧許可願（様式第1号）に加え企画書を提出すること。
- (3) 特別観覧によって得た資料をインターネット上で公開する場合は、複製・加工を禁ずる旨を記載すること。

- (4) 写真撮影を行った場合は、撮影によって得たフィルム及び電磁的記録を本館に1部提出すること。なお提出したフィルムおよび電磁的記録については、著作権を主張しないものとする。
- (5) 特別観覧によって得た資料を出版物又は映像等に掲載する場合は、本館に発行後速やかに1部提出すること。ただし、出版物が電子書籍の場合には全データを記録した電子媒体を提出すること。なお、提出の際は出版物送付票（様式第4号）を添付すること。
- (6) 特別観覧によって得た資料は、本館の許可なくして申請以外の目的に使用しないこと。
- (7) 観覧資料の利用に伴い法律上の問題が生じたときは、特別観覧許可を受けた者がその責任を負うこと。
- (8) 観覧資料の利用において、人権を侵害するおそれのある部分の取り扱いについては、特別観覧許可を受けた者が適切な措置を講じ、その責任を負うこと。

(損害賠償)

第9条 資料を紛失又は損傷を与えた場合はその損害を弁償しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由による場合はこの限りではない。

(許可の取消)

第10条 本規程に違反する行為があったときは、館長は許可を取り消すことができる。この場合、いかなる損害についても補償しないものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、特別観覧に関して必要な事項は、館長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は平成21年5月1日より施行する。

附則

(平成23年改正)

この規程は平成23年10月1日から施行する。

附則

(平成25年改正)

この規程は平成25年5月14日から施行する。

附則

(令和6年改正)

この規程は令和6年4月1日より施行する。